平成25年第2回泉南市議会定例会 議会議案書

議 案 一 覧 表

(平成25年6月10日提出)

議	案	件	名	委員会名	ページ
委員会提出 議案第4号		泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の臨時特例に関する条例の 制定について		議会運営委員会	1
委員会提出 議案第5号		泉南市議会政務活動費の交付に関する条例の臨時特例に関する条例の 制定について		議会運営委員会	5

委員会提出議案第4号

泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の臨時特例に関する条例の制定について

泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の臨時特例に関する条例を別紙のように定める。

平成25年6月10日提出

議会運営委員会 委員長 堀口 武視

提案理由

本市における財政健全化施策を支援し、議会としての自主性を発揮する必要があることから、泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の臨時特例に関する条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の厳しい財政状況に対処する必要性に鑑み、市議会議員の議員報酬及び期末手当の額を削減するため、泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例(平成20年泉南市条例第18号。以下「議員報酬条例」という。)の特例を定めるものとする。

(議員報酬の特例)

第2条 議員報酬条例第2条第1項に規定する市議会議員の議員報酬の額は、同条の規定にかかわらず、平成25年7月1日から平成28年10月27日までの期間(以下「特例期間」という。)に限り、同条に規定する議員報酬の額から、同条に規定する議員報酬の額に100分の6を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(期末手当の特例)

第3条 特例期間においては、議員報酬条例第4条の規定により市議会議員に支給される期末手当の額の算出の基礎となる 議員報酬の額は、前条に規定する額とする。

(端数計算)

第4条 この条例により、市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成28年10月27日限り、その効力を失う。

委員会提出議案第5号

泉南市議会政務活動費の交付に関する条例の臨時特例に関する条例の制定について

泉南市議会政務活動費の交付に関する条例の臨時特例に関する条例を別紙のように定める。

平成25年6月10日提出

議会運営委員会 委員長 堀口 武視

提案理由

本市における財政健全化施策を支援し、議会としての自主性を発揮する必要があることから、泉南市議会議員の政務活動費に関する条例の臨時特例に関する条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市議会政務活動費の交付に関する条例の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の厳しい財政状況に対処する必要性に鑑み、市議会議員の政務活動費の額を削減するため、泉南 市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年泉南市条例第2号。以下「政務活動費条例」という。)の特例を定め るものとする。

(政務活動費の特例)

第2条 政務活動費条例第3条第1項に規定する市議会議員の政務活動費の額は、同項の規定にかかわらず、平成25年7月1日から平成28年10月27日までの期間に限り、同項に規定する政務活動費の額から、同項に規定する政務活動費の額に100分の40を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
 - (この条例の失効)
- 2 この条例は、平成28年10月27日限り、その効力を失う。